

【広 報】

救護施設 大阪市立港晴寮



救護施設 大阪市立港晴寮は、社会福祉法人みなと寮が、大阪市から指定管理者の指定を受けて運営する福祉施設です。

60年の歴史を持つ当法人の中でも2番目に出来た施設であり、当法人で最初に運営を開始した救護施設です。

救護施設とは生活保護法に基づく福祉施設であり、福祉の原点とも言われている施設です。身体上や心身上の理由などにより、独立して日常生活を営むことができない障がい者や生活困窮者を対象に生活全般の支援を行い、健康で文化的な生活を提供しています。

利用者が自立し社会復帰できることを目指して、残存能力や社会資源などを活用し自らの判断と決定により主体的に生活して頂けるよう支援しています。

☆☆☆ 社会福祉法人みなと寮の理念と基本方針 ☆☆☆

【理 念】

1. 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
2. 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
3. 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

【基本方針】

1. 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
2. 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
3. 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
4. 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

1, 理念

当施設の福祉サービスは、法人理念を念頭に置き、社会福祉法に基づき、個人の尊厳の保持を旨としています。その内容は利用者本位の立場に立ち、一人ひとりが心身共に健やかに育成され、または、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なものとします。

2, 基本方針

障がいの種類を問わず支援を要する人がともに生きる場として、利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権と健康で文化的な生活を保障し、利用者の幸福の追求と、その人らしい心豊かな生活の実現に最大限努めます。

3, 目的

港晴寮は生活保護法第 38 条第 2 項に定められた救護施設であり、原則的には実施機関より依頼を受け入所を希望された方を対象に、生活全般の支援を行うことにより健康で文化的な生活の場を提供することを目的とします。（利用定員 80 名）

（平成 18 年度より大阪市から指定管理者として指定を受けています。この度、平成 24 年度から 4 年間、3 回目の指定を受け当施設の運営を行います。）

4, 施設の運営方針について

生活保護施設はこれまで心身の障害による生活困窮者を対象として法が目的とする「最低生活の保障」と「自立の助長」を運営の柱として、その役割を果たしてきました。

しかし近年、時代のニーズに応えられるサービスの展開として救護施設の機能強化が求められています。

特に強化をすべき役割として、セーフティネット機能と地域生活移行支援の更なる強化を提案しています。

これらの二つの課題を基本に今年度の取り組みとして、利用者主体の個別支援をより具体的に強化し自己実現が図れるよう努めると共に、緊急時の一時的受け入れ、居宅生活移行支援事業の支援を必要とする方の受け入れ等、多様な支援団体との連携を築きながら利用者の希望や地域社会のニーズに応じた質の高い支援の展開を目指し努力していきます。

5, コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められる施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。

また、コンプライアンスによる信頼性の高いサービスの確保と透明性に重視した施設運営を図っていきます。

（中略）

7, 居宅生活移行支援事業への協力

本事業は「セーフティネット支援対策等事業」に位置づけられており、地域に応じて実施する事が求められています。

その柱となる事業として①自立支援プログラム策定実施推進事業、②生活保護適正実施推進事業、③地域福祉増進事業、④ホームレス対策事業等があり、居宅生活移行支援事業は①の中に含まれています。

数多い事業の一つでもあり実施機関もこの制度について十分な理解をしていない場合もあるため、当施設からも積極的に働きかけ円滑な事業の協力を図っていきます。

8, 地域との連携

福祉施設にとって地域の福祉を促進する大きな役割を担っている現状からも、地域と施設の連携を強化する取り組みが必要不可欠であることから施設の現状や機能を出来るだけ多くの方々に認識して頂くためにも「行事への招待」「当施設主催の講習会の開催（応急手当）」「非常災害時に際しての地域連合会合同の避難訓練」等を通じて情報の公開と連携を図っていきます。

9, 実習生の受け入れと育成方針

当施設は地域の社会資源でもあり地域研修の場でもあるという認識に立ち、実習生の受け入れに関して社会的責務として捉えています。

また、介護・福祉の人材を育成するため積極的に実習生を受け入れ、事業の社会化を目指します。

10, ボランティアの受け入れ

福祉施設改革による福祉施設の機能とあり方の変化、福祉施設福祉施設利用者の意識の変化などから、福祉施設とボランティアの関係を見直す動きが高まっています。

施設としての具体的な役割を上げると①利用者理解の促進、②地域社会との架け橋、③サービスの質・量の拡充、④オンブズマン機能・住民参加などがあるので、基本的な受け入れの体制を整えていきます。

(中略)

12, 個人情報の保護及び権利擁護についての考え方

12-1 個人情報の保護と情報公開について

個人情報保護法が全面施行されたことを受けて当法人では、「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規定」を制定し全面施行しています。

情報公開の取り組みとしては、ホームページを利用した施設概要・事業計画などを公表し広く情報発信することで施設運営の透明化を図っていきます。

(後略)

【当法人の地域貢献活動】 ～ 今年度を実施した活動をご紹介します。



☆地域美化運動

おおむね月曜日に実施しています（夏場・冬場は控えることもあります）。

利用者が地域の清掃を行うことを通して、社会参加と地域貢献の意義を体感しています。

☆納涼会（平成 24 年 8 月 23 日）

児童施設の皆さまや、地域の方々をお招きして、毎年実施しています。いろいろな店舗（お好み焼き・たこ焼きなど）をお楽しみ頂きました。



☆港区民祭り・会場準備と片付け

同じ港区内にある法人の施設・第 2 港晴寮と合同で、今年初めて、港区民祭りの会場準備と片付けのボランティアに参加いたしました。今後も地域貢献事業に関わっていききたいと思います。

社会福祉法人みなと寮の情報公開

☆社会福祉法人みなと寮ホームページ <http://www.minatoryo.or.jp/>

☆大阪市立弘済院第 1 特別養護老人ホーム <http://www.kosain1toku.jp/>

また、平成 24 年 11 月 19 日に、当大阪市立港晴寮のホームページを開設しました。

施設の行事や、利用者に提供している献立を紹介しています。

内容面はまだですが、当施設も情報公開に取り組んでいきたいと思っています。

☆港晴寮ホームページ <http://koseiryu.org/>

発行：救護施設大阪市立港晴寮広報担当

〒 552-0023 大阪市港区港晴 2-4-25

発行年月日：平成 24 年 12 月 1 日

TEL 06-6572-0061 FAX 06-6575-1061